

## **第3回 日野市と原告団との協議（議事要点録）【確定版】**

日 時 : 令和5年 2月 1日 (水) 13時~14時

場 所 : 市役所 4階 402会議室

出席者 : 原告団 中谷共同代表、窪田共同代表・弁護団、花田、笠間、井上  
日野市 荻原副市長、竹村総務部長、高橋企画部長、小平環境共生部長、岡田まちづくり部長、加藤浅川清流環境組合事務局長、小笠クリーンセンター長

### **1 あいさつ**

荻原副市長 : 判決内容や合意内容を市民にどのように説明していくのか、違法性の解消に向けた話し合いをどのようにしていくのか、という2つのことが必要である。下北沢の資料をいただき、聴いていくことの重要性を感じた。本日は勉強会という話題も提供させていただき議論したい。

中谷原告団代表 : 副市長のおっしゃった2つのことが協議の中心的なテーマとなってきたと思う。下北沢のまちづくりでは、住民と行政が対立して、また、住民同志でも意見が対立する中、合意方法を見出していく方策を見出していた。課題をはっきりさせ、意見が違ってても忌憚のない話ができる場を設けたいと思っている。原告団の中で検討会の具体化について議論した。その中で、まちづくり条例上の重点まちづくり地区に指定し適用できないかという考え方が発せられた。都市計画に沿った公園づくりを進めるとともにごみ搬入路を公園外にもっていくことが可能なのかどうかという課題を解決する上で、重点まちづくりに位置付けられるかも含めて検討いただければと思う。

### **2 出席者紹介**

上記出席者名簿のとおり

### **3 前回（第2回 12月23日開催）の振り返りと各項目報告・協議**

提出資料 : 資料-1 「北川原裁判の判決と合意内容の報告」説明会について（案）

資料-2 北川原公園内搬入路の検討方法のたたき台案について

資料-3 北川原公園ごみ搬入路裁判について

（北川原公園4自治会エリア市民向け説明資料）

別紙 日野市 国分寺市 小金井市新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に係る周辺環境整備負担金について

別紙 第2回 日野市と原告団との協議（議事要点録）【確定版】

クリーンセンター長：資料-1について説明。

原告A：12月23日の北川原公園周辺4自治会で令和5年3月中の説明会の開催が難しいとの発言があったとのことであるが、その真意は。

副市長：自治会の総会など自治会役員の改選時期でもあるという理由である。自治会に負担がないようにしなければならないが、なるべく早く開催したいと思っている。

原告B：原告団の出席の方法について意見がないか。

原告C：判決内容の報告もあり、裁判内容について原告、被告双方の説明をするうえで出席したい。裁判で戦った者同志が説明者にいるということは、双方が合意して両者が合わせてやる気みせる新しい形としてよいと思う。

副市長：市と原告団との合意について、原告団に話しをしていただくということによろしいか。

原告B：それでよいと思う。

原告D：説明資料のQ&AのQ1の歴史的背景の説明があっさりとしている。市長が北川原裁判をどう受け止めて、北川原公園とは歴史的にもどういう事だったのかをきちんと説明いただきたい。搬入路のない北川原公園をつくっていくという事を市長から言ってもらいたい。

環境共生部長：配布説明資料はあくまでも案で修正をお願いしたい。

原告B：資料-1の説明会の流れについてはこれで良い。

環境共生部長：資料-2について説明。検討会をどうしていくかをまずは勉強会を開き、そこで検討会の組織や構成など方向性を示していきたい。世田谷区とはコンタクトをとっている。下北沢のまちづくりについて聴取する調整を始めている。

原告B：早速応えていただきありがたい。1か月に1回の協議とは別に話し合いをもって具体化できれば良い。知恵を出し合えるようなワーキングを始めたい。

原告C：資料-2には、「違法性の解消に向けたあらゆる方策を検討する・・・」とあり、あらゆる方策を検討していくことは理解するが、違法性の解消に向けてあらゆる方策の検討の前に、「北川原公園の都市計画上の重要性を踏まえて」という文言を追記してほしい。

環境共生部長：協議の場とは別にワーキングについては私が中心となり調整する。資料-3について説明。個別配布用のチラシとしてまずは4ページに収めた。あくまでも案であり、修正は可能である。

クリーンセンター長：資料-3の配布用説明資料については、北川原公園周辺4自治会との協議で役員より出された意見をもとに作成しているので、並行して当該4自治会にも内容を確認していく。

副市長：市民は市長が刑事罰を受けて、罰金を払わなければならない、それを市が肩代わりしたようにとらえている人がおり、初めて見聞きする方にも伝わるような形としたい。

原告B：内容については検討して返事したい。

原告D：広域化を進める際に、広報ひのでかなり細かく説明していたが、広報は一般的には

しっかりと読むかと思う。広報ひのとして配布するのがよい。市民説明会の際には全戸配布するのか。

環境共生部長：まずは北川原公園周辺 4 自治会とクリーンセンター地元周辺 5 自治会への説明であり、当該地区に各戸配布する。市民説明会の際の配布についてはまだ決まっていなが配布方法については検討していく。

副市長：広報として配布すると感じ取り方が違うと思う。

環境共生部長：配布資料のヘッドラインに「日野市からのお知らせ」などを追記し工夫する。

原告 E：日野市のマークも付けたほうが良い。

原告 B：説明会で市民に対しては、市長の言葉で決意を語ってもらうとともに、「地域との環境の調和を求めて北川原公園計画を位置づけた」ということを強調してほしい。

環境共生部長：市民の方には、結果として何が起こったのかということが伝えるようにしたいのでご意見をいただきたい。

原告 C：Q & A の最後のなぜ約 2.5 億円を放棄したのかの問いがあるが、回答がいかにも消極的である。弁解的なことを言わないで、市と市民がどういう風になちをつくっていくにあたって、市長の個人レベルの責任ということではなく、この問題の解決に市民自治としてどう関わっていくかということを含めて記載してほしい。

環境共生部長：市民から「なぜ払わないのか」という問いもある。ご意見をいただきたい。

原告 C：「議会が判断した」ということをまずいうべきである。

#### 4 その他

企画部長：別紙 日野市 国分寺市 小金井市新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に係る周辺環境整備負担金について説明。周辺環境整備費についてどういう事業に充てているかの内容である。残額は 30 億円弱となっている。

原告 C：搬入路は公園の外にというお願いをしているが、財政上・技術的な問題も検討することとなっている。財政上の限界を示すことは必要であり、このことは市民的なテーマでもある。南平体育館の建設は本来一般財源でやるべきであり、財源の上では再検討の必要もあるのではないか。

クリーンセンター長：今後大きな事業としては、旧可燃ごみ処理施設の解体があり、地元からも求められている。解体費は 20 億円ぐらいはかかる。

原告 C：搬入路の問題がなければ 20 億円当てにしているのか。

副市長：クリーンセンターでは、旧可燃ごみ処理施設を撤去してリサイクル関係の施設の計画もある。

原告 D：南平体育館に 18 億円ぐらいかかっているはずだが、すべて周辺環境整備費を充当したのか。

副市長：別の補助金や起債もありすべてではない。

原告 D：実際はいくらか。

副市長：おおむね 15～16 億円である。

原告 B：ごみ処理施設をつくるにあたっての搬入路への費用は必要であったと思っている。これらの計画を実現していく上では具体的にどのくらい必要だったのかということも詰めていきたい。

原告 E：北川原公園周辺 4 自治会への報告の際に出された意見は。

クリーンセンター長：「市は搬入路は大丈夫だからといていたが裁判では負けた。市は何やっているんだ」などきつい意見もあった。債権放棄のことも賛否問われた。その中で説明会の開催については了承され、説明用の資料を配布するように求められた。そのため、4 自治会との配布資料の確認もお願いしすり合わせたい。

原告 B：勉強会については他の人にも出てもらう可能性がある。

環境共生部長：勉強会開催の日程について調整する。

副市長：検討会をどうしていくかの勉強会ということで良いか。

原告団：良い。

原告 B：3 月議会では、合意後の対応等についても意見が出てくるのではないか。

副市長：原告団との協議については、議事録などホームページにも掲載しており、事実を説明していく。

クリーンセンター長：次回に向けた課題整理としては、

### ① 検討会に向けた勉強会の調整

### ② 配布用説明資料についての記載内容の検討（2 月中を目途）

とする。

次回協議会は、令和 5 年 3 月で調整する。